

平成26年3月28日

条例第4号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、南丹市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱等を行う。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者
- (5) 近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体等
- (7) 京都府南丹土木事務所
- (8) 京都府南丹警察署
- (9) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委

員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長の指名する者がこれに当たる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する者がこれに当たる。

5 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取り扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、企画政策部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。